

☆ 令和5年度処遇改善加算について

(「令和5年度計画書」より抜粋)

処遇改善加算 見込み額	34,392,432 円
今年度賃金改善額(予定)	37,885,760 円

賃金改善の具体的方法

- ・介護職員の基本給の引き上げ。(引き上げ幅は各人の資格・経験・人事考課を考慮し、500円～19,500円程度、時間給50円)
- ・介護職として勤務しているものに対して、資格手当の支給。(介護福祉士¥4,000/月、社会福祉士¥1,000/月、ケアマネ¥4,500/月)
- ・基本給にかかる賞与として年2回(6月、12月)5,000円～1,300,000円程度を支給。

介護職員等特定処遇改善加算 見込み額	10,801,980 円
今年度賃金改善額(予定)	10,940,090 円

「経験・技能のある介護職員」は以下の条件を満たす介護職員とする。

- ①介護福祉士の資格を有する者。
- ②介護職員として10年以上の経験を有する者。(当法人、他の法人における実務経験を含む)
- ③介護職としての経験が10年未満であっても、技能・職責を考慮し当法人が認めた者。

賃金改善の具体的方法

- ・給与規定 第3条 3 諸手当 (7)特定処遇改善手当は、別表11のとおり支給する。
毎月の手当として新設。具体的には、A7,000円、B6,000円、C2,000円。
- ・毎月の手当として払いきれなかった分を5月に賞与として支給。支給額は勤務実績に応じ比例して支給する。A85,000円程度、B80,000円程度、C75,000円程度。

Aとは 上記「経験技能のある介護職員」

Bとは それ以外の介護職員

Cとは 上記以外の職員

※追加・パート職員に対して

- 上記「経験技能のある介護職員」に対しては、時間に対して41円
- それ以外の介護職員に対しては、時間に対して35円
- 上記以外の職員に対しては、時間に対して11円をそれぞれ毎月支給する。

介護職員等ベースアップ加算 見込み額	6,609,792 円
今年度賃金改善額(予定)	6,645,000 円

賃金改善の具体的方法

- ・給与規定 第3条 3 諸手当 (7)特定処遇改善手当は、別表11のとおり支給する。
具体的には、毎月支給する手当の引き上げとして、介護職員に5,000円、その他の職員に5,000円。
- ・毎月の手当として払いきれなかった分を5月に賞与として支給。
支給額は年齢・資格・経験・技能・勤務成績他等を考慮して各人毎に決定。

※追加・パート職員に対して

- 全てのパート職員に、時間に対して30円をそれぞれ毎月支給する。